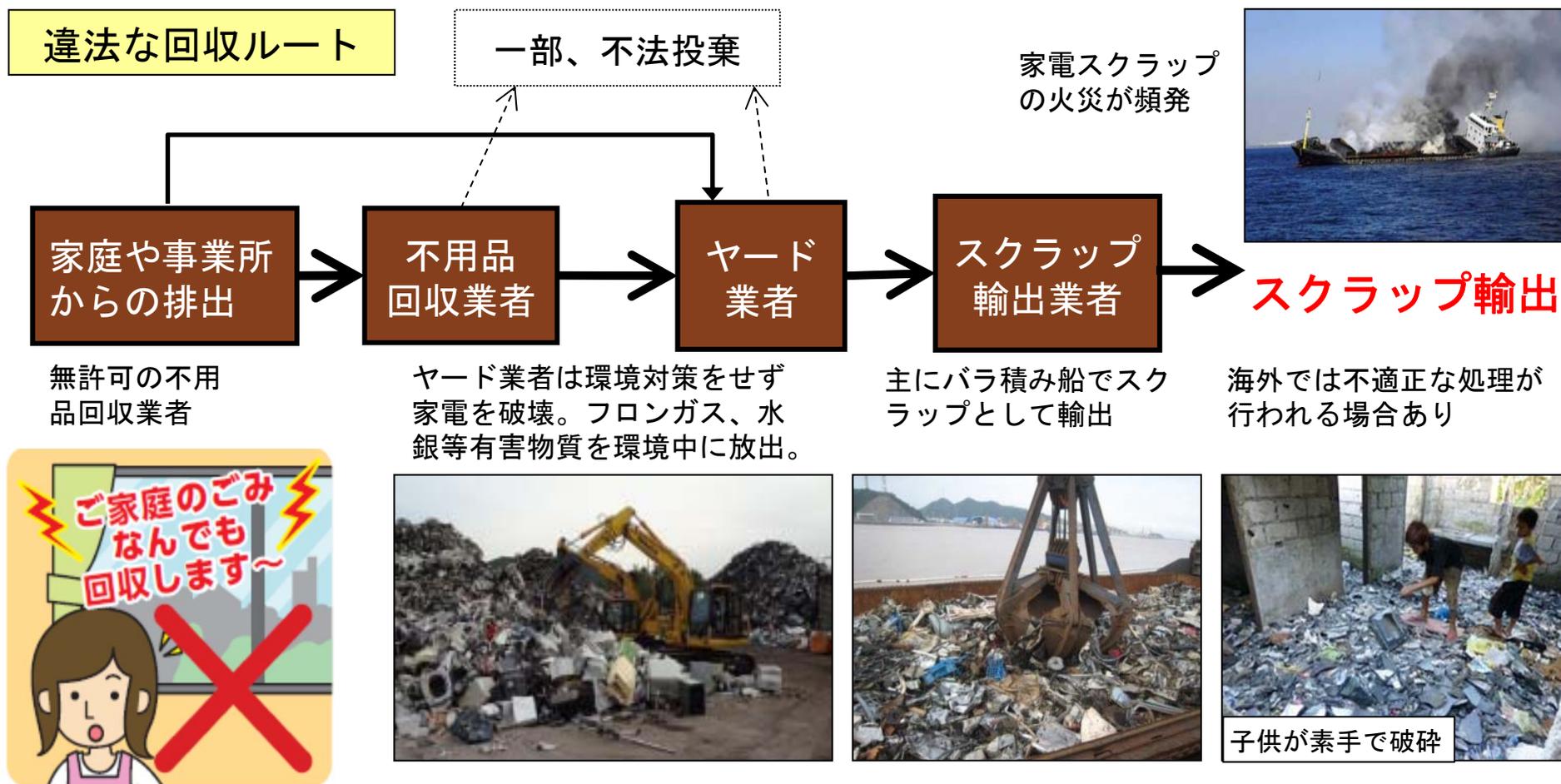


違法な不用品回収業者・ ヤード業者の対策について

平成30年12月10日
環 境 省

違法な回収事業者による不適正な処理について

- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へとつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を多く含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なりサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。

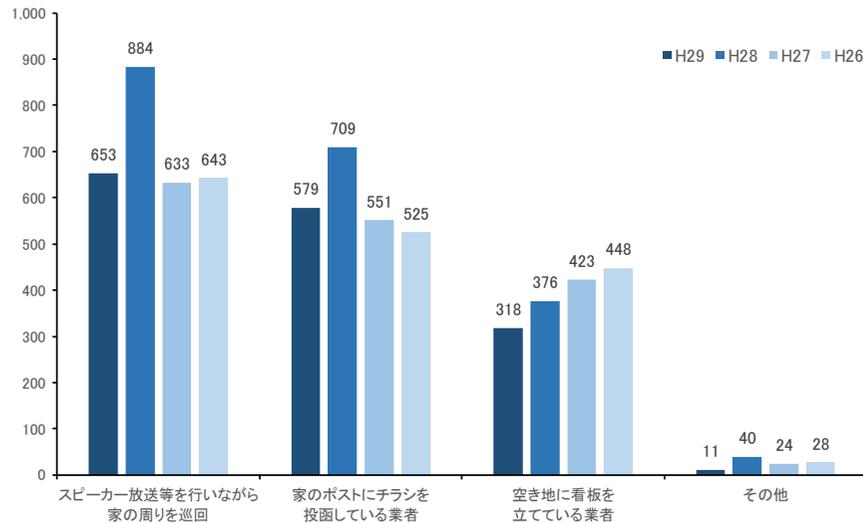


市区町村における無許可の廃棄物回収業者・ヤード業者対策等

- 各市区町村に対してアンケート調査をした結果、管内における無許可の廃棄物回収業者の存在を把握している市区町村数は、いずれの事業形態においても減少していた。
- それらの業者への対策として、広報による住民への注意喚起を行っている市区町村数は増加していたが、それ以外の対策の実施市区町村数は減少していた。

具体的な事業の形態

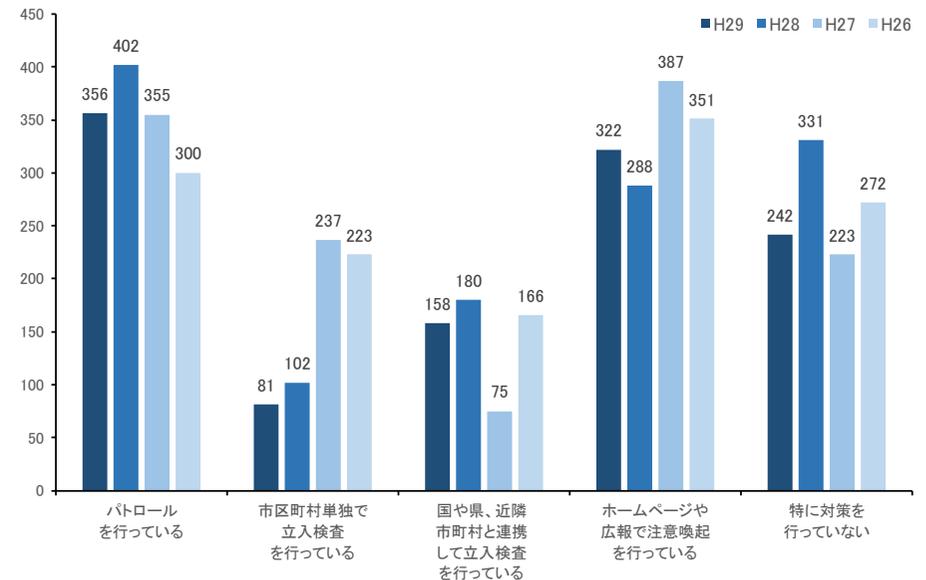
不用品回収業者が存在すると回答した自治体
 平成29年度：856
 平成28年度：1,034
 平成27年度：926
 平成26年度：943



※その他の例：ウェブサイトによる広告宣伝型の回収、個人宅に直接訪問し営業をかける者等

市区町村による対策の手法

回答市区町村数(複数回答可)
 平成29年度：854
 平成28年度：1,008
 平成27年度：926
 平成26年度：943



※H28調査からアンケート調査の選択肢を変更しているため、単純な比較はできない点に留意が必要。

違法回収業者の取締りに向けた取組

- 平成30年度も引き続き、市町村向けセミナーの実施や住民向け普及啓発用チラシの作成を通じて、取締りの徹底に向けた取組を行う。

平成28年度

市町村職員向けセミナーの実施

取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、平成28年度は空き地に廃家電を集めるいわゆる「ヤード事業者」の取締りに着目し具体的な事例を踏まえた対応方針を示しながら、取締り能力向上のためのセミナーを3箇所（岡山県、愛知県、東京都）で実施。

違法な不用品回収事業者取締りモデル事業

違法な事業者の取締りには、関係者の協力による横断的な取組が必要であることから、今年度は、都道府県、市町村の廃棄物担当者が参加した検討会を設置し、「取締り」に至るまでの行程を検討するモデル事業を実施。

優良事例のとりまとめ

これまでの取締りや住民向け広報の優良事例集を平成28年4月に各市町村に共有。

平成29年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施。廃掃法改正も踏まえた、取締り能力向上のためのセミナーを4箇所（東京都、愛知県、大阪府、福岡県）で実施。

これまで実施した、市町村向けセミナーにおけるアンケート結果及びモデル事業を基に、違法な廃棄物回収業者の指導及び取締りの手引を作成。セミナー等のテキストに活用。

平成30年度

引き続き、取締り実績のある市町村職員の講習を実施し、取締り能力向上のためのセミナーを3箇所（宮城県、東京都、岡山県）で実施予定。

廃掃法の改正による有害使用済機器に係る規制を踏まえ、違法な廃棄物回収業者の指導・取締りの強化に関する手引きを改訂予定。住民が違法な不用品回収業者に不用品を排出しないよう、住民向け普及啓発用チラシを作成し、市区町村に配布予定。

(参考) 廃棄物該当性の判断基準について

- 廃棄物処理法に定義する「廃棄物」の該当性の判断基準については、平成11年最高裁決定を踏まえ、「行政処分の指針について」(環境省通知)により示している。

廃棄物の定義

廃棄物処理法において、廃棄物とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)」と規定されており、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して決すべきものとして、平成11年03月10日に最高裁判所第二小法廷において決定がなされたところ。

「行政処分の指針について」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)より

- 占有者の意思とは、客観的要素からみて社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思であること。
- 物の性状とは、利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。
- 通常の手扱い形態とは、製品として市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。
- 取引価値の有無とは、占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。
- 占有者において自ら利用し、又は他人に有償で売却することができるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではないこと。

(参考)使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

- 使用済家電製品については、平成24年3月19日付け環境省通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」(3.19通知)を発出し、廃棄物該当性の判断基準を可能な範囲で明確化した。
- 環境省から自治体に対して、本通知に基づく運用の徹底を指導しているほか、環境省自身も廃棄物の輸出入の場面での地方環境事務所・税関の協力を得つつ本通知に基づく運用を徹底している。

<3.19通知の概要>

- ・ 使用を終了した特定家庭用機器(使用済特定家庭用機器)については、廃棄物として再生又は処分する場合には・・・(中略)・・・一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう)と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。
- ・ 特定家庭用機器は、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。
- ・ これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。
 - (1)「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産構審・中環審合同会合、平成20年9月)のガイドラインA(※家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合(年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等)、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い(雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等)がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
 - (2)・・・(前略)・・・収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。